

お知らせ

平成30年・令和元年・令和2年7月豪雨災害復旧工事 の特例措置について

災害復旧工事について、早期の復旧を図るため、市が発注する公共工事について次のとおり特例措置を講じます。

なお、現場代理人及び入札の方法は、令和2年7月豪雨災害も令和元年7月豪雨災害及び平成30年7月豪雨災害と同様に取り扱います。
また、対象工事については、本内容と同様の特記仕様書を添付します。

1. 現場代理人の兼務拡大

平成30年7月豪雨災害工事、令和元年7月豪雨災害及び令和2年7月豪雨災害の復旧工事（以下「災害復旧工事」という。）に配置する現場代理人の兼務は、次のとおりとします。

- (1) 災害復旧工事については、10件まで兼務を認めます。
- (2) 現在請負っている工事、または今後発注される災害復旧工事以外の工事の現場代理人であっても、災害復旧工事との兼務を9件まで認めます。
但し、専任の主任技術者が現場代理人を兼ねている場合は、他工事との兼務は認めません。
- (3) 津山市発注以外の市内公共工事について、当該発注機関の承諾が得られた場合は、災害復旧工事との兼務を認めます。
- (4) 随意契約工事は、件数に含みません。
- (5) 上記の兼務可能工事は、当初請負代金の合計を7千万円未満とします。

3. 適用時期

令和2年11月30日以降に指名又は入札公告する工事から適用します。

4. 工期

災害復旧工事の工期は、原則として標準工期に60日を加算します。

5. 入札について

災害復旧関連工事については、早期完成を行う必要があるため、税抜予定価格が2千万円未満の工事であっても、原則として一般競争入札とします。